

第 1 4 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 4 年 7 月 11 日（月）
- 2 開催場所 八郷保健センター 2 階 研修室
- 3 出席委員
- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 前 島 慎 也 | 2 番 飯 村 伸 一 | 3 番 三 輪 正 |
| 4 番 高 橋 浩 | 5 番 萩 原 重 信 | 6 番 池 田 徹 |
| 7 番 磯 部 進 | 8 番 田 上 光 男 | 9 番 高 野 済 |
| 10 番 山 口 和 明 | 12 番 花 和 清 治 | 13 番 高 橋 憲 治 |
| 14 番 小 松 與 平 | | |
- 《農地利用最適化推進委員》
- | | |
|--------------|--------------|
| 11 番 久保田 正 美 | 12 番 齋 藤 日出樹 |
|--------------|--------------|
- 4 欠席委員 11 番 栗 原 茂
- 5 事務局
- | | | | |
|---------|---------|------|---------|
| 理事兼事務局長 | 額 賀 均 | 課長補佐 | 石 崎 正 顕 |
| 主 幹 | 鈴 木 直 行 | | |
- 6 審議議案
- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について |
| 議案第 3 号 | 非農地証明願の意見の決定について |
| 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| 報告第 3 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について |
| 報告第 4 号 | 買受適格証明願の受理決定の報告について |
| 報告第 5 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
- 7 会議の顛末

午後 2 時 3 分 開 会

会長) 只今より、第 14 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員は 13 名ですので、会議規則第 6 条の規定により総会は成立します。本日の会議録署名委員の指名を行います。会議規則第 14 条の規定により、会議録署名委員に、13 番、高橋憲治委員、並びに 1 番、前島慎也委員の 2 名を指名いたします。ここで審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づいて、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができませんので、その案件の際は事前に退席を願います。

それでは、議案の審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について、を議題といたします。なお、農地法第 3 条案件のうち、贈与・交換・農地中間管理機構の特例事業等については、現地調査を省略しておりますので、委員からの報告がないことをあらかじめご了承ください。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

会長) 議案の説明が終わりました。1 番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、1 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、1 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、2 番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、2 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、2 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、3 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 1 号 3 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 4 名で約 825 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。3番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、3番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、3番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、4番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者2名で約110アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、4番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、4番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、5番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者3名で約237アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、5番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、5 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、6 番及び 7 番については、議案第 2 号 4 番と関連がございますので、議案 2 号 4 番の審議の際に、一括審議いたします。続いて、8 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 8 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 2 名で約 628 アールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、8 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 田上委員の報告が終わりました。ご審議願います。8 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、8 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、8 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、9 番については、現地調査を省略している案件です。審議願います。9 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、9 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、9 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。続いて、10 番については、現地調査を省略している案件です。ご審議願います。10 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、10 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長)賛成多数ですので、10 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、11 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員)議案第 1 号 11 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲受人は、農業従事者 1 名で約 36 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、11 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長)飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。11 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長)無いようですので、11 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長)賛成多数ですので、11 番については、申請のとおり許可することに決定いたします。只今の、議案第 1 号 11 件は、すべて許可するものと決定いたします。

次に、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

会長)議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員)議案第 2 号 1 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用したいとのことで、申請されたものです。許可後は、太陽光パネル 360 枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 1 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長)磯部委員の報告が終わりました。ご審議願います。1 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長)無いようですので、1 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、1 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 2 号 2 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地と判断しましたが、申請内容から、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号に当たりますので、第 1 種農地の例外許可に該当いたします。申請人は、業務拡大により、現在の資材置場が手狭になったため、本申請地を転用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 2 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長) 田上委員の報告が終わりました。ご審議願います。2 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、2 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、2 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、3 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 2 号 3 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用して、休耕地を有効活用したく申請されたものです。許可後は、太陽光パネル 210 枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当いたしません。よって 3 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長) 池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。3 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、3 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長）賛成多数ですので、3番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、4番については、議案1号6番及び7番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号4番と議案1号6番及び7番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、市の農業振興地域整備計画で農用地区域に指定されている農用地区域内農地です。申請人は、農地所有適格法人及び太陽発電事業を営む法人です。本申請地は、令和元年7月10に営農型発電設備として、一時転用の許可を得ており、今回は、更新の申請となります。支柱81本、太陽光パネル164枚を設置しており、転用面積は、支柱のみで、パネルの下で、ブルーベリーを植栽しました。なお、農作物の状況報告書を提出しており、その内容については、適正と判断しております。一時転用の期間を再度、3年延長することについて、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長）飯村委員の報告が終わりました。ご審議願います。4番と議案1号6番及び7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長）無いようですので、4番と議案1号6番及び7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長）賛成多数と認め、4番と議案1号6番及び7番は、許可することに決定いたします。次に、5番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第2号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地に囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパートに居住されておりますが、子供の成長に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長）山口委員の報告が終わりました。ご審議願います。5番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、5 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、5 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、6 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第2号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地に囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、石材業を営んでおりますが、現在の資材置場は、手狭なため、本申請地に資材置場を設置したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。なお、申請地は、砂利を敷いて自家用車の駐車場所として利用しているため、始末書を添付して申請されております。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長) 山口委員の報告が終わりました。ご審議願います。6 番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、6 番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、6 番について、申請のとおり許可することに決定いたします。次に、7 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号7番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林や雑種などに囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、釣り堀及び飲食業を営んでおりますが、来客者の増加により、現在使用している駐車場では手狭になってきているため、本申請地を転用したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 高橋浩委員の報告が終わりました。審議願います。7 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、7 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長）賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。次に、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号8番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と宅地に囲まれた、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、自身が住職を務める寺社の駐車場が狭いため、境内に隣接する申請地を、駐車場として転用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって8番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長）田上委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長）賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。次に、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号9番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル232枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当いたしません。よって9番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長）無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長）賛成多数と認め、9 番については、許可することに決定いたします。次に、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 10 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル 232 枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 10 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長）賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。次に、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 11 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、土地の有効活用と将来的な収益を考え、太陽光発電を実施すべく申請に及んだものです。許可後は、太陽光パネル 232 枚を設置する計画です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 11 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

会長）只今の、議案第 2 号の 11 件と、議案第 1 号 6 番及び 7 番の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。

次に、議案第 3 号 非農地証明願の意見の決定について、を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局）事務局説明

会長）議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木等が生え、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 高橋浩委員の報告が終わりました。ご審議願います。1番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、1番について、非農地として証明することに決定いたします。次に、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、駐車場として利用され、30年経過し、農地としての利用再開は困難と判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 池田委員の報告が終わりました。ご審議願います。2番について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、2番について、非農地として証明することに決定いたします。次に、3番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第3号3番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、雑木等が生え、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、3番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

会長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、3 番については、非農地として証明することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、3 番について、非農地として証明を出すことに決定いたします。只今の、議案第 3 号 3 件の証明については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。

次に、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に適合する旨を説明)

会長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第 4 号について、ご意見・ご質問等のある方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

会長) 無いようですので、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

会長) 賛成多数ですので、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 4 号、買受適格証明

願の受理決定の報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おきます。次に、報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

会長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おきます。以上で、本日付議されました議案及び報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第11回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時45分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和4年7月11日

議事録署名人

議 長

1 番

13 番